

障害者虐待に係る市町村からの質疑事項について

資料 5

《質疑①》

障害者虐待防止法第9条第2項（やむを得ない事由による措置）について、「虐待等によって自由な意思決定の前提となる判断能力が十分ではなく、本人なりの合理的な判断ができない状態にあると考えられる」とき、障害者本人が施設に入所することを拒否した場合、障害者本人の意思に反してでも「やむを得ない事由による措置」をとることができるとの解釈であると考える。

しかしながら、実務上、障害者本人に判断能力が十分でないことや合理的な判断ができない状況にあると立証することが難しい。これについて、参考になる事柄があれば知りたい。

《回答①》

障害者虐待防止法第9条第2項では、「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」ことが前提であると考える。「生命又は身体に重大な危険」という用語は、障害者虐待防止法の他、いじめ防止対策推進法や高齢者虐待防止法等に用いられている。過去の裁判例によると、「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」状態については、痣やたんこぶができていて継続的に頭部を殴る等の身体的虐待が継続していると認められる場合（東京地裁立川支部平成30年3月28日判決）、身体の多数箇所に内出血痕や腫れ、ひっかき傷、あざ、こぶ等の多様な外傷が生じている場合（津地裁令和元年1月21日判決）、不適切な方法で食べさせているため嚥下困難による窒息等の危険性が十分にある場合（東京地裁立川支部平成30年3月28日、大阪地裁令和元年7月26日判決）等が該当する。

その上で、「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」状態であるにもかかわらず本人が施設入所を拒否する場合には、原則として、合理的判断ができていないとして措置をとるべきと考える。

《本県からの意見等》

上記を参考に、障害者本人なりの合理的な判断では、障害者虐待防止法第9条第2項による措置が必要と市町村が判断した場合は、障害者本人の意思に反しても措置をとるべきと考える。

ただし、本人の意思を尊重すべきことは重要なため、拒む事情を確認し、その事情を除去すること、あるいはその事情に応じた説得を試みること等が必要と考える。

（日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編『障害者虐待防止活用ハンドブック』、2012、民事法研究会 197・198頁参照）

《質疑②》

身体的虐待事案において、「暴行罪」「傷害罪」の可能性があるとして、警察に通報・告発を行う基準（目安）があれば示してほしい。

《回答②》

まず、「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたとき」に暴行罪が成立し（刑法第208条）、「人の身体を傷害した」ときに傷害罪が成立するとされている（刑法第204条）。

「暴行」とは、他人の身体に対する物理力の行使をいう。殴る、蹴る、引っ張る等の他、音、放射線、電流、光等の物理力を行使する場合も含まれる。下級審の判例には、「お清めと称して塩を振りかけた行為」を「相手方をして不快嫌悪の情を催されるに足りるもの」であるから暴行に当たとしたものもある。また、裁判例では、驚かす目的で被害者の数歩手前を狙って投石する行為や、被害者めがけて椅子を投げつけたが当たらなかった場合など、物理力が身体と接触しなかつた場合にも暴行罪が成立するとされている。

「傷害」の具体例には、創傷、擦過傷、打撲傷のような外傷のみではなく、疲労倦怠、胸部疼痛、胸部圧痛、めまい、嘔吐、失神、中毒、病気の罹患、心的外傷後ストレス障害等も該当する。実務上、かなり軽度の傷害も処罰されている。

経験上、警察・検察の捜査段階では、傷害罪であると怪我に関する診断書が必須であり、軽微な場合は暴行罪で進むものもありあるように感じる。

《本県からの意見等》

刑事訴訟法第239条第2項により、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると想慮するときは、告発をしなければならない旨が規定されている。しかし、いかなる場合においても義務が課せられているという訳ではないため、被害者の意向等を考慮の上、被害の届出の支援や行政としての告発を迅速に組織的に検討する必要があると考える。

警察が事件として取り扱うか、検察がどういった判断をするかは別として、結果的に不起訴でも前歴として情報が残る場合があるため、虐待の程度で通報を迷う必要はないと考える。

なお、実務上、各警察署において事件は刑事課が取り扱うが、生活安全課において行政からの相談を受けてもらえることがあるため、所管の生活安全課と連携が図られるよう、日頃より、情報交換等を心がけておくとよいと考える。

《その他①》

養護者による障害者虐待における事実確認及び立入調査等の基幹相談支援センターへの委託について、表などで整理して示してほしい。

《回答①》

障害者虐待防止法、市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月）、障害者虐待防止法に関するQ&Aについてを参考に、各業務内容の委託の可否については以下のとおり。

		市町村	基幹相談支援センター(委託有)	※1 (委託有) — 市町村障害者虐待防止センター	※1 (委託なし)
養護者	通報・届出受理	○	—	○	×
	対応方針協議	○	—	○	○
	相談・指導・助言	○	—	○	×
	事実確認・訪問調査	○	○	×	×
	立入調査	○	×(市町村の同行で相手同意により可)	×	×
施設等	通報・届出受理	○	—	○	×
	事実確認・訪問調査	○	×	×	×
使用者	通報・届出受理	○	—	○	×
	事実確認・訪問調査	○(労働局と連携)	×	×	×
他	広報・啓発活動	○	—	○	—

※1 市町村障害者虐待防止対応協力者

(例示) 社会福祉法に基づく福祉事務所、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター等の相談を担当する機関、地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、家族会、弁護士、警察、医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等

《その他②》

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待においては、被虐待者の支給決定をする市町村が事実確認調査や虐待の判断をするということでおよいか。

《回答②》

原則、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待においては、被虐待者の支給決定をする市町村が事実確認調査や虐待の判断をすることになる。ただし、障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案は、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性がある。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報などを受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ必要がある。

通報では支給決定を行った市町村が特定できない場合もあるので、障害者福祉施設等へ事実確認調査を行う際には、利用者とその支給決定を行った市町村の情報を早い段階で情報提供してもらうことで、速やかに引き継ぎを行うことができる。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の所在地や障害者福祉施設等の指定や運営する法人の許認可を行う自治体と協力して行う可能性もあるので、当該市町村・都道府県等にも速やかに連絡を入れることが望ましいと考える。

《その他③》

障害者福祉施設等から不適切な支援があったと相談があった場合、虐待か否かの判断に苦慮している。また、市町村によって虐待か否かの判断にばらつきが生じる懸念もあるが、参考となる資料等があれば示してほしい。

《回答③》

虐待ではないと判断するということは、「通報等に関する虐待の事実がない」「(明確な根拠のもと) 虐待の定義に照らして虐待ではない」のいずれかであると考える。

通報受理の時点では、虐待の疑いが明らかにないと判断できる場合を除いて、虐待通報として受理して事実確認調査等を行う必要になる。この時、事業所からの報告のみをもって調査不要あるいは虐待ではないと判断することは適切ではない。通報内容が軽易もしくは対応済みであったとしても、繰り返し行われていることや複数の被害者がいることもあるため、当該報告の内容が事実であるかを含め、必ず事実確認調査を行うことが重要である。

市町村によって対応のばらつきがあることは、令和4年8月23日付け事務連絡「障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底について」により、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室から示されている。この事務連絡でも示された別添資料「障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」等の他、市町村・都道府県等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和4年4月)に基づき、適切な対応及び判断をお願いする。

なお、実務上、判断に迷う事案があれば、躊躇することなく愛知県障害者権利擁護センター(障害福祉課)に相談すること。